田士マボ ユ、	10	中 ** # ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** *	#
<u> 一時刊</u>	٧)	事業勤務証明	書

1	勤務者氏名及び生年月日
1.	

氏名

昭和・平成・令和 年 月 日生

2. 事業の種類

注)裏面の「事業の種類について」を参照して該当の番号を記入してください。

- 3. 設置(実施)主体
- 4. 運 営 主 体
- 5. 実 施 場 所
  - 住 所
  - 電話番号

6. 運営開始年月 昭和・平成・令和 年 月

7. 施設の名称、勤務期間等

名称		勤務	期間		総勤務時間数
	自	(昭・平・令)	年	月	
	至	(昭・平・令)	年	月	時間
	計		年	月	

注)裏面の「勤務条件について」を参照してださい。

上記の者は、2に掲げる事業にて児童の保護に従事していたことを証明します。

令和 年 月 日

証明者名

証明書作成部署 連絡先

※ 証明書の記載内容確認のため、連絡をする場合があります。

## 「事業の種類について」

- ①児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業 【適用期間:平成27年4月1日から】
- ②「一時預かり事業の実施について」(平成 26 年 5 月 29 日雇児発 0529 第 28 号) に規定する「一時預かり事業」【適用期間:平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで】
- ③「平成 20 年度子育で支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について」 (平成 21 年 3 月 5 日 20 文科初第 1279 号・雇児発第 0305005 号) に規定する 「一時預かり事業」【適用期間:平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで】
- ④「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」(平成23年9月30日雇児発0930第1号)に規定する「一時預かり事業」

【適用期間:平成23年4月1日から平成24年3月31日まで】

- ⑤「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」(平成 20 年 11 月 28 日 雇児発第 1128003 号) に規定する「一時預かり事業」 【適用期間:平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで】
- ⑥「保育対策等促進事業の実施について」(平成12年3月29日児発第247号)に規定する「一時預かり事業」【適用期間:平成17年4月1日から平成22年3月31日まで】
- ⑦「特別保育事業の実施について」(平成7年4月25日児発第445号)に規定する 「一時預かり事業」【<u>適用期間:平成7年4月1日から平成17年3月31日まで</u>】
- ⑧「一時的保育事業の実施について」(平成2年6月15日児発第508号)に規定する 「一時預かり事業」【適用期間:平成2年4月1日から平成7年3月31日まで】

## 「勤務条件について」

- 1. 平成3年4月1日以降の高等学校卒業(保育科は平成8年4月1日以降の卒業)で、 2年以上の勤務経験者の場合
  - ・2年以上の勤務で総勤務時間数が 2,880 時間以上を満たすこと。
- 2.5年以上の勤務経験者の場合
  - ・5年以上の勤務で総勤務時間数が7,200時間以上を満たすこと。
- ※複数施設での勤務の場合は、あわせて1または2の勤務期間を満たしている事が必要です。 複写してそれぞれの施設ごとに本証明書を作成してください。